

特定非営利活動法人  
奥会津まちづくり支援機構  
定 款

平成 28 年 12 月 11 日

# 特定非営利活動法人奥会津まちづくり支援機構 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人奥会津まちづくり支援機構 という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福島県河沼郡柳津町大字柳津字下平乙254番地に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、奥会津地方や会津一円の中山間地域町村住民の必要としているまちづくりや住み良い生活環境、元気な町村づくりを構築するとともに、首都圏や外国人観光客との交流により、明るく心豊かな社会をつくりあげ、次世代の主役である子供達にグローバル感覚を身につけさせる環境創りの活動と同時に、生活弱者のための各種支援事業を通じて、地域の経済活動及び福祉向上に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行なう。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (3) 経済活動の活性化を図る活動
- (4) 社会教育の推進を図る活動
- (5) 観光の振興を図る活動
- (6) 保健・医療又は福祉の増進を図る活動
- (7) 消費者の保護を図る活動
- (8) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (9) 環境の保全を図る活動
- (10) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

まちづくりの推進を図る活動 及び地域を活性化するための商品企画、開発に係る事業  
空き屋、空き店舗活用事業

経済活動の活性化を図る事業

- ・町おこし、村おこしを通じての地元経済活性化支援および6次化商品開発支援事業
- ・地域の農産品、農産加工品をスーパー等の販売小売店および食品製造・輸入・卸売り業者への斡旋する事業

・地域経済活力アップのための情報提供、講演会、イベント活動に係る事業

社会教育の推進を図る事業

観光企画商品づくりと誘客事業

外国人インバウンド活動および国際交流の推進事業

活動支援を目的として助言を行う事業

要支援者への居住支援、見守りサービスに係る事業

・介護相談及び介護支援に係る事業並びに要支援者への各種手続き等に関する代行業業  
保険、医療又は福祉の増進を図る事業

児童養護施設・障害者支援施設・高齢者支援施設・一人親家庭支援団体や外国人支援団体  
及び生活困窮者や支援団体等に生活物資を届ける事業

自立就労支援機関との連携を図り、働くことに困難を抱えている人への就労自立支援や  
職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する事業

前各号に掲げる事業を行う団体の運営又は事業に関する連絡、助言又は援助の事業

その他この法人の目的を達成するための事業

## (2) その他の事業

物販及びリース事業

小額短期保険の斡旋及び取扱い事業

各種施設等の管理運営受託及び清掃等に関する事業

書籍の出版販売及び講演に関する事業

- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

## 第3章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体。

(3) 利用会員 この法人のサービスを受けることを目的とした個人。

### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 この法人の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### (搬出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、年会費及びその他の搬出金品は、返還しない。ただし、総会において返還することが適当と認めた場合は、この限りではない。

### 第4章 役員及び職員

#### (種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内。理事のうち、1人を理事長、2人以内を副理事長とし、専務理事を置くことができる。
- (2) 監事 1人以上2人以内。

#### (選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

#### (職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は

法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

#### (任期等)

第 16 条 役員は、任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を伸長することができる。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。

4 役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### (報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

### 第 5 章 総会

#### (種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

#### (構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

#### (権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (8) 借入金（その事業年度内の収入を以て償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

#### (開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

#### (招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

#### (議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

#### (定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

#### (議決)

第 28 条 総会における議決事項は第 25 条第 4 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

#### (議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
  - 2 議事録には、議長及びその会議によって選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

## 第 6 章 理事会

#### (構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

#### (機能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を決定する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

#### (開催)

第 33 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 2 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

#### (招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 10 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

### (議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

### (議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決の加わることができない。

### (議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の各号に記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計

### (資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

### (資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

#### (資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行なうものとする。

#### (会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

#### (事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

#### (暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

#### (予備費の設定及び費用)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

#### (予算の追加及び更正)

第 47 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

#### (事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

#### (事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 2 月 1 日に始まり、1 月 31 日に終わる。

#### (臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

### 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

### (解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

### (残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散（前条第 1 項第 4 号及び第 5 号により解散を除く）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定される特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

### (合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 9 章 公告の方法

### (公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場及びインターネットホームページにて掲示する。

## 第 10 章 雑則

### (細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	山内 拓也
副理事長	星 賢孝
専務理事	古川 民郎
理事	小山 豊
理事	廣田 浩一郎
理事	高久 栄一郎
理事	横田 正敏

理事（事務局長）大森 茂樹  
理事 山内 宏二  
理事 一重 卓男  
監事 小鮒 芳弘  
監事 稲村 貴宏

- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、設立の日から平成 31 年 1 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、設立の日から平成 30 年 1 月 31 日とする。
- 6 この法人設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 正会員

個人会員	20,000 円
団体及び法人会員	30,000 円

賛助会員

個人会員	10,000 円
団体及び法人会員	20,000 円

利用会員

個人会員	5,000 円
------	---------

(2) 年会費

正会員

個人会員	20,000 円（1 年間分）
団体及び法人会員	30,000 円（1 年間分）

賛助会員

個人会員	10,000 円（1 年間分）
団体及び法人会員	20,000 円（1 年間分）

利用会員

個人会員	5,000 円（1 年間分）
------	----------------

以上

